

ES天井下地

落下軽減天井

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」
A類bランク、B類相当

天井の基準と鋼製下地の関係

● 建築基準法

天井を落としてはならない

施行令第39条「内装材(中略)は、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない」

● 官庁施設の総合耐震計画基準※

機能維持できる耐震天井(A類)
脱落防止を考慮した天井(B類)
のいずれか

※「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」において、天井等の非構造部材はA類(地震後機能維持)、B類(脱落防止)の2種類で耐震目標を設定。
脱落を許容する天井は認めていない。

※A類施設はaランクとbランク天井、B類はbランク天井で施設としてそれぞれ機能維持、脱落防止を目標とすることになっています。

● 公共建築工事標準仕様書

適切な補強を“特記”で示し、脱落しないようにしなくてはならない

「軽量鉄骨天井下地はJIS A 6517による。」としている。ただし、「天井下地材における耐震性を考慮した補強は特記による。」として、発注者、設計者らに適切な補強の特記を求めている。

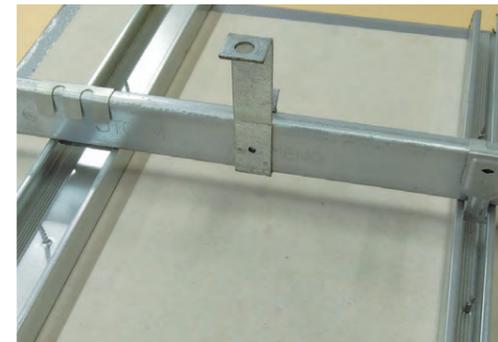


迷わず基準をクリアできる天井を目指しました



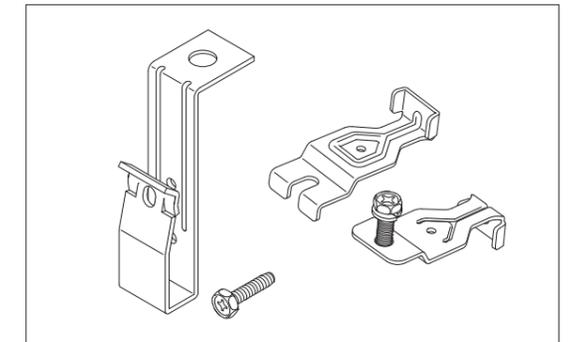
■ 東日本大震災での天井脱落例
[当社調査写真]

● JIS材の“適切な補強”とは？

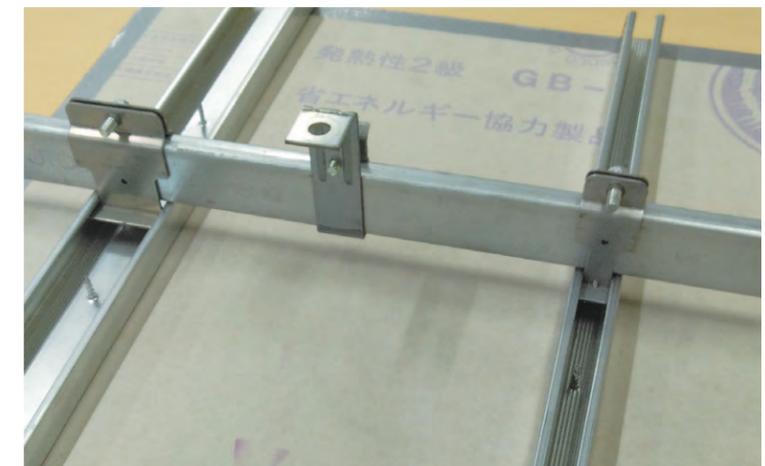


従来のJIS A 6517 天井下地は、そのままとクリップやハンガーが損傷して脱落することが知られています。

+



クリップやハンガーの補強金具はすべてJIS規格外品です。それらを適切に選定する必要があります。



“適切”に補強した“緊結天井”下地(JIS A 6517ベース) [参考]